

議論の整理のために

2020年9月2日
委員 篠塚 力

1. 議論と提言の在り方－市民目線・国民の声の反映～構造的・本質的・根源的な問題の把握と改革提言

(1) 「警察刷新に関する緊急提言」（警察刷新会議平成12年7月13日）

「はじめに

一略一

私たちも、警察活動の詳細については、詳しい知識を持つ立場ではないが、市民の目線で、現場の第一線で警察活動に従事する警察官の苦労や心情にも配意しながら、警察の抱える問題点を討議してきた。短期間の限られた討議だったために、すべての問題が解明されたとはいえないが、私たちは、次のような観点で、緊急提言をまとめ、国家公安委員会に提言する。

第一に、この提言は、対症療法にとどまらず、構造的な問題点を究明し、苦情処理制度など新たな制度を新設するとともに、法改正を必要とする警察の刷新を内容とするものでなければならない。

第二に、目下の事態は深刻であり、一刻も早く処方箋を提言し、緊急に実行に移されなければならない。

第三に、前述のような事件がなぜ起きたのか、どうすれば防ぐことができたのかと関連させながら、具体的な提案をしていかなければならない。」

「2 国民の批判や意見を受けにくい体質

警察に個々の国民が直言することはたやすいことではないため、不適切な対応があった場合にも警察への批判が起こりにくく、また、それをチェックするシステムも十分ではない。－以下略－」

(2) 「検察の再生に向けて 検察の在り方検討会議提言」（平成23年3月31日）

「第3 検察の組織とチェック体制

4 外部の目・外部の風

－中略－

検察に対する国民の信頼を回復し、今後、我が国の社会・経済のグローバル化、国民の人権意識の高まり等の環境の変化に検察が組織として対応できるようにするために、検察権行使の独立性に十分配慮しつつ、検察における捜査・公判活動の動向、検察内部に設けた監察担当部署の活動状況、今般の一連の事態を受けての再発防止策の履行状況等を含め、検察運営全般にわたって、継続的・定期的な形で、外部の目・外部の風を入れることが必要である

り、そうすることによって、閉鎖的とも指摘される検察組織の文化・土壤を改善していくことが期待される。

さらに、本検討会議の提言や最高検査結果を実効的なものにするためには、これらを受けてどのような取組が行われたかをフォローアップすることも、極めて重要である。

「第4 検察における捜査・公判の在り方

3 新たな刑事司法制度の構築に向けた検討を開始する必要性

取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を抜本的に見直し、制度としての取調べの可視化を含む新たな刑事司法制度を構築するため、直ちに、国民の声と関係機関を含む専門家の知見とを反映しつつ十分な検討を行う場を設け、検討を開始するべきである。

(1) 今般の事態に至った原因について考えてみると、検察において、我が国の刑事司法制度特有の構造をも背景として、供述調書による立証・事実認定を重視するあまり、供述の信用性等に関する慎重な検討を軽視したまま、検察官の心証に合致する供述さえ獲得できればよい、さらには、そのような供述調書さえ作成できればよいという、極端な取調べ・供述調書偏重の風潮があつたことがうかがえ、この点に本質的・根源的な問題があると考えられる。

—以下略—

2. 「検察官は公益の代表者」という用語・文脈の使われ方

(1) 「逐条解説 検察庁法」(伊藤栄樹著 良書普及会 昭和50年10月20日全訂版第3刷発行) 24頁 第4条の解説

「なお、検察官は、単に原告官であるにとどまらず、公益の代表者であるから、法の正当な適用を求めるることは、その義務である。この意味において、検察官は、被告人のためにも、上訴し、あるいは非常上告をすることとなるし、場合によっては、無罪または公訴棄却の論告をすることとなるのである。」

(2) 「検察の再生に向けて 検察の在り方検討会議提言」(平成23年3月31日)

「第1 検察の使命・役割と検察官の倫理

1 検察の基本的使命・役割

- (略)
- 検察官は、「公益の代表者」として、有罪判決の獲得のみを目的とすることなく、公正な裁判の実現に努めなければならない。
- (略)」

以上

アメリカにおける「検察官倫理」のルール

ABA (American Bar Association [アメリカ法曹協会] = 全法律家の団体) が採択するルールの中に、検察官にだけ適用されるルールがあり、その中にメディアとの関係についても定めがある

1 「Prosecution Function [検察の機能](第4版(2017年))」から抜粋(各項目のみ)

Part I: 一般基準	規準3-5.2 釈放か勾留を求めるかの決定 規準3-5.3 公判手続への準備及び情報の記録と提供 規準3-5.5 情報と証拠の保存 規準3-5.6 交渉による量刑協議の実施 規準3-5.9 訴追取消の理由の記録
規準3-1.1 本規準の適用範囲及び機能	規準3-5.2 釈放か勾留を求めるかの決定 規準3-5.3 公判手続への準備及び情報の記録と提供
規準3-1.2 検察官の機能と義務	規準3-5.5 情報と証拠の保存
規準3-1.3 検察官の依頼人	規準3-5.6 交渉による量刑協議の実施
規準3-1.4 検察官の高度の誠実義務	規準3-5.9 訴追取消の理由の記録
規準3-1.5 記録の保管	Part VI: 裁判所における審問と公判 (一部略)
規準3-1.6 不適切な偏見の禁止	規準3-6.1 裁判所における審問のスケジュール
規準3-1.7 利益相反	規準3-6.2 裁判所, 弁護人, その他の人々に対する礼節
規準3-1.8 適切な業務負担	規準3-6.4 陪審員との関係
規準3-1.9 勤勉, 迅速, 時間厳守	規準3-6.5 公判における冒頭陳述
規準3-1.10 メディアとの関係 (→次項)	規準3-6.6 証拠調べ
規準3-1.11 出版, マスコミとの契約の禁止	規準3-6.7 法廷における証人尋問
規準3-1.12 検察官の不祥事に関する報告・応答義務	規準3-6.8 事実認定者に対する最終弁論
規準3-1.13 研修プログラム	規準3-6.9 記録外の事実
Part II: 検察機能の組織 (略)	規準3-6.10 評決又は裁定後の検察官によるコメント
Part III: 検察官としての関係性 (一部略)	Part VII: 公判後の申立と量刑 (略)
規準3-3.3 裁判所, 弁護人, その他との関係	Part VIII: 上訴及びその他の有罪に対する不服 (一部略)
規準3-3.4 被害者, 証人との関係	規準3-8.1 有罪を維持する義務—絶対的ではない
規準3-3.6 有罪を推認させる証拠物が弁護側から開示された場合	規準3-8.2 上訴—一般原則
Part IV: 捜査 ; 訴追の可否, 取下げの判断 ; 大陪審 (略)	規準3-8.3 新たな又は新たに発見された証拠もしくは法律への対応
Part V: 公判前活動と交渉による量刑 (一部略)	

2 基準3-1.10. メディアとの関係 (抜粋)

- (g) 検察官は、情報を秘匿し忠実である義務を負う。検察官は、記録されるかされないかを問わず、適格な承諾なしに、秘密裏にまたは匿名で、公にされていない情報をメディアに提供してはならない。
- (h) 検察官は、訴追に関する判断が、潜在的なメディアとの接触または関心に基づく個人的な利益に影響されるということがあつてはならない。
- (i) ある事件に関与せずにメディアの情報源としてコメントする検察官は、そのようなコメントが、市民に刑事司法制度について教え、かつ特定の刑事手続を損なうリスクがない場合には、ある特定の刑事事件に関して一般化されたコメントをすることができる。メディアのコメントーターとして行動する検察官は、その事件の事実関係及び関連する法律について十分に情報を得るために合理的な努力をしなくてはならない。検察官は、進行中の刑事訴追や捜査の特定の本案についてコメントしてはならない。ただし、明らかな不正義について言及する場合で、検察官は、合理的といえる程度に十分に関連する事実や法律について知っているというような稀な場合を除く。
- (j) 刑事事件が進行している間に、検察官は、メディアのために、法執行に関する出来事を再現し、あるいは法執行機関に再現させるべきではない。法執行のための正当な目的がないにもかかわらず、検察官は、被告人をメディアに露出させ、あるいは、被疑者、被告人及び一般市民を含む全ての関係者の利益を十分に考慮することなしに、捜査活動の間メディアを招いて立ち会わせるべきではない。しかし、検察官は、公の情報及び出来事にアクセスするというメディアの要求に対して合理的に応えることができる。

アメリカ合衆国連邦政府が定めた規則（Code of Federal Regulations [連邦規則集]）の中に、司法省職員による刑事手続に関する情報の発表についてのガイドラインがある

(b) 刑事事件に対するガイドライン(抜粋)

(b) *Guidelines to criminal actions.*

- (1) このガイドラインは、ある人が刑事事件の検査の対象になった時点から、そのような検査の結果による手続が公判またはそれ以外によって終了するまでの間になされる情報の発表に対して適用される。
- (2) いかなる時も、司法省の職員は、被告人の裁判の結果に影響させる目的で陳述し、あるいは情報を提供してはならない。また、司法省の職員は、その陳述が係属中または将来の公判に影響する可能性があると合理的に考えられる場合には、公共の意思疎通の方法によって広まると合理的に考えられる陳述や情報を提供してはならない。
- (3) 司法省の職員は、法律や裁判所の判断または命令によって課された特定の制限に従った上で、次の情報を公表することができる。（一部略）
- (i) 被告人の名前、年齢、住居、雇用関係、配偶者の有無、及びこれらに類似した経歴に関する情報
 - (ii) 訴えや起訴、または告発といった訴追の内容と本文
 - (iii) 検査し、逮捕する機関の身元と、検査の機関や範囲
 - (iv) 逮捕に直接関係する状況。逮捕の時間や場所、抵抗や追跡、武器の所持や使用、逮捕時に押収された物品に関する説明を含む。
- (4) 司法省の職員は、被告人の前科に関する情報を広めてはならない。
- (5) 公判が近づいている時期または公判中における陳述は、特に弊害の危険が大きいため、そのような期間は特に陳述を回避すべきである。このような陳述や発表は、状況によって情報の公開が明確に求められている不定期の機会のみでなければならず、明らかに弊害がない情報に限られなければならない。
- (6) ある種類の情報の公開は、一般的に、顕著な法執行の機能に役立つことなく、偏見の危険を生じさせるという傾向がある。したがって、司法省の職員は、次の情報の公開を控えるべきである。
- (i) 被告人の性格に関する観察
 - (ii) 被告人に帰属する供述、自認、自白あるいはアリバイ、または被告人が供述を拒み、あるいは供述しないという態度
 - (iii) 指紋やポリグラフ検査、銃の弾道検査、または臨床検査といった検査の手続や、被告人がこれらの検査のための資料提供の拒否に関する言及
 - (iv) 証人候補者の身元や証言内容及び信用性に関する陳述
 - (v) 事件における証拠や議論に関する陳述。
 - (vi) 被告人の刑事責任や、訴追されている事実に対する有罪答弁の可能性、またはより軽い罪に対する有罪答弁の可能性に関する意見
- (7) 司法省の職員は、被告人(defendant)や、連邦機関に身体拘束され移送中の容疑者(accused)が報道機関によって写真やテレビ撮影されるのを促し、あるいは助けるような一切の行動をとるべきではない。部門の代表者は、法執行の機能に役立つ場合を除き、被告人の写真を提供すべきではない。
- (8) (略)
- (9) (略)